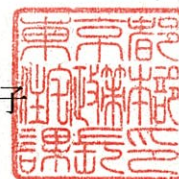




5住民不第1121号
令和5年10月24日

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部
本部長 中村 裕昌 様

東京都住宅政策本部民間住宅部
不動産業課長 山崎 美樹子



不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について

東京都の住宅行政につきまして、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記については、かねてから東京都住宅政策本部不動産業課長名で、宅地建物取引業者の人権問題に対する意識の向上に向けた取組についてお願いをしてきたところです。

しかしながら、今般、都知事免許の宅地建物取引業者により不動産取引に係る差別事象が発生しております。

不動産業は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っていること及び人権問題の早期解決は国民的課題であることから、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることに鑑み、同和地区、在日外国人、障害者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため不動産業界として不断の努力が求められます。

貴協会におかれましては、これまでも、会員等への各種講習や機関誌などを通じ、人権に関する教育、啓発活動に取り組んでいただいているところですが、あらためてその一層の推進と継続的な実施をお願いいたします。